

第19回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

新株予約権等の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

第19期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）

株式会社農業総合研究所

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2024年4月25日	
新株予約権の数		1,340個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 134,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 30,100円 (1株当たり 301円)	
権利行使期間		自 2024年5月10日 至 2029年5月9日	
行使の条件		(注)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1,340個
		目的となる株式数	134,000株
		保有者数	4名
	社外取締役	—	
	監査役	—	

(注) 新株予約権の行使条件については、以下の通りになります。

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 史彩監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

①取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

②取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

③取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

④定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役迅速に報告する体制を構築します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、リスクマネジメント規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役会において、迅速かつ確実な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限表に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

(6) 上記(5)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

①監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を構築します。

②取締役及び従業員は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前二号の説明又は報告をした者に対し、いかなる不利な取扱いもしてはならず、また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿します。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払い又は支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
- ②監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役会については、取締役会を12回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- (2) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役会長、代表取締役社長、他の取締役、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

株主資本等変動計算書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合 計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	50,000	531,633	317,495	849,128	133,625	133,625	△243	1,032,511	180	1,032,691
当 期 変 動 額										
当期純利益					11,025	11,025		11,025		11,025
自己株式の 取 得							△159,952	△159,952		△159,952
自己株式の 処 分			△ 2,016	△ 2,016			8,056	6,040		6,040
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純 額)									△20	△20
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△ 2,016	△ 2,016	11,025	11,025	△151,895	△142,887	△20	△142,907
当 期 末 残 高	50,000	531,633	315,478	847,112	144,650	144,650	△152,138	889,624	160	889,784

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

構築物 7～15年

機械及び装置 7年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、約束された取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素はありません。また、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

① 農家の直売所事業

農家の直売所事業では、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者から農産物を出荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売する独自の流通プラットフォームを提供しております。

農家の直売所事業は、主に委託販売システムと買取委託販売を行っております。

i. 委託販売システム

当社と顧客（登録生産者）との契約から生じる収益は、顧客に当社独自の流通プラットフォームの提供を行うことによるものであります。流通プラットフォームの提供は、商品がスーパー等の委託販売先から消費者に引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、委託販売システムによる流通プラットフォームの提供は、当社が代理人として行う取引に該当すると判断したため、当社手数料部分を収益として計上しております。

ii. 買取委託販売

当社と顧客（消費者）との契約から生じる収益は、商品（当社が生産者から買取りした農産物）を当社独自の流通プラットフォームを用いてスーパー等の産直コーナーで委託販売を行うことによるものであります。買取委託販売は、商品がスーパー等の委託販売先から顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

② 産直事業

産直事業では、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を可視化（ブランディング卸）し、スーパー等「青果売場」で販売しております。

スーパー等の取引先の旺盛なニーズに対応するため、引き続き、全国の産地や市場との連携により商品共有を強化し、既存取引先を中心に取引を拡大しました。また新しい農産物流通の創造に向け、農家の直売所における委託販売システムとこれまでのブランディング卸を融合した「産直委託モデル」を本格的に展開いたしました。

産直事業は、卸販売と委託販売システムおよび買取委託販売を行っております。

i. 卸販売

当社と顧客（スーパー等）との契約から生じる収益は、商品（当社が生産者から仕入れてブランディング化した農産物）を顧客の青果売場に納品をすることによるものであります。商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ii. 委託販売システム

当社と顧客（登録生産者）との契約から生じる収益は、商品（ブランディング化した農産物）をスーパー等の青果売場で委託販売を行うことによるものであります。商品がスーパー等の委託販売先から消費者に引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、委託販売システムの提供は、当社が代理人として行う取引に該当すると判断したため、当社手数料部分を収益として計上しております。

iii. 買取委託販売

当社と顧客（消費者）との契約から生じる収益は、商品（当社が生産者から仕入れてブランディング化した農産物）をスーパー等の青果売場で委託販売を行うことによるものであります。買取委託販売は、商品がスーパー等の委託販売先から顧客に引き渡された時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

（1）計算書類に計上した金額

関係会社株式	33,502千円
関係会社株式評価損	114,901千円

（注）上記のうち、株式会社世界市場の関係会社株式の帳簿価額は20,102千円であります。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、株式の評価損の計上をすることとしております。

関係会社である株式会社世界市場については、実質価額が著しく低下したため、将来の事業計画に基づいて実質価格の回復可能性を個別に検討した結果、関係会社株式評価損114,901千円を特別損失に計上いたしました。

将来の事業計画における主要な仮定は、売上高及び営業利益等であります。

これらの主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、予測不能な前提条件の変化等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において関係会社株式の評価に影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（貸借対照表計上額） 60,074千円
(相殺前の繰延税金資産 63,241千円、相殺前の繰延税金負債 3,167千円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び当事業年度までに発生した税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得（以下、「課税所得」という。）を算出し、合理的な見積可能期間におけるスケジュールリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎として、将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消見込み時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断し、金額を算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の基礎となる市場の動向や経営戦略等に基づく将来売上予測及び将来営業損益予測であります。翌事業年度における計画は、足元の相場環境を考慮し、平年並みからわずかに高い水準で推移すると予想しており、集荷場や加工・物流センターの機能拡充による供給力の強化、人材やシステム投資、AI需要予測の開発を推進し、営業活動を強化することで、引き続き当社の重要な経営指標である売上が堅調に推移するものと仮定を置き、将来の課税所得の見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があります。見積りの前提に大きな変化が生じ、売上が事業計画上の計画値を下回った場合、繰延税金資産の取り崩しを行う可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

以下の関係会社の仕入債務に対し債務保証を行っています。債務保証の極度額は下記のとおりです。

株式会社世界市場	5,000千円
----------	---------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	40,289千円
短期金銭債務	－千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5,887千円
営業費用	7,549千円
営業外取引による取引高	960千円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社の関連会社である株式会社世界市場の株式を減損処理したことによるものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	22,025,900株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	377,671株
------	----------

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	160,000株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	32,019千円
関係会社株式評価損	40,338千円
減損損失	1,076千円
賞与引当金	17,358千円
未払費用	2,777千円
無形固定資産減価償却費超過額	9,705千円
有形固定資産減価償却費超過額	184千円
資産除去債務	5,366千円
関係会社株式	1,940千円
その他	120千円
繰延税金資産小計	110,886千円
評価性引当額	△47,645千円
繰延税金資産合計	63,241千円

繰延税金負債

有形固定資産（資産除去費用）	3,167千円
繰延税金負債合計	3,167千円
繰延税金資産の純額	60,074千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は、設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は営業取引に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や市場価格等のリスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状態等を把握し市場リスクを管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が月次単位での支払予定を把握するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含まれておりません(※3)を参照ください。)

また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 投資有価証券	196,797	187,060	△9,737
(2) 長期借入金(※2)	(281,235)	(280,913)	△321

(※1)負債で計上されているものについては、()で示しております。

(※2)1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3)市場価値のない株式等は含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (関係会社株式)	33,502千円

(3) 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において掲載される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	187,060	—	187,060
長期借入金	—	280,913	—	280,913
(1年内返済予定を含む)				

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

長期の満期保有目的の債券については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	20,102千円
持分法を適用した場合の投資の金額	20,102千円
持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額	△23,323千円

(注) 関連会社に対する投資の金額は、当事業年度において減損処理しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

当社の関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 世界市場	(所有) 直接24.8	役員の兼任	農産物の販売 (注)	4,687	売掛金	40,179
				農産物の仕入 (注)	2,421	買掛金	－
関連会社	株式会社コー ルドチェーン 情報開発セン ター	(所有) 直接34.0	役員の兼任	農産物の仕入 (注)	4,476	買掛金	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 農産物の販売及び仕入については当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間による価格交渉の上で決定しております。

10.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- 41円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益
- 0円50銭

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	農家の直売所事業	産直事業	計	
売上高				
委託販売システム	2,015,479	13,429	2,028,909	2,028,909
買取委託販売	3,419,335	109,379	3,528,715	3,528,715
卸販売	-	2,565,739	2,565,739	2,565,739
その他	228,123	7,026	235,150	235,150
顧客との契約から生じる収益	5,662,938	2,695,575	8,358,514	8,358,514
外部顧客への売上高	5,662,938	2,695,575	8,358,514	8,358,514

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、顧客への農産物の販売において、リベート等、売上高の一定の割合に応じて顧客に支払われる対価につきましては、売上高より減額しております。なお、農産物の販売に関する取引の対価は、商品の引き渡し後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。